

# 社団法人日本染色協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社団法人日本染色協会と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京千代田区に、従たる事務所を大阪市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、社員相互間の協調を基礎として染色整理業の体制の確立と健全な発展を図り、もってわが国繊維品の国際競争力の強化と国民の衣生活の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 染色整理業に関する調査研究、情報の収集およびその提供
- (2) 染色整理業の構造改善に関する研究及び指導
- (3) 染色整理業の経営の合理化、取引関係の改善、技術の開発等に関する研究および指導
- (4) 染色に関する知識の普及
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 社 員

(社員の資格)

第5条 次の各号の一に掲げる者は、本会の社員となることができる。

- (1) 織物または編物の機械染色整理業を営む者
- (2) 前号に掲げる者をもって組織する団体
- (3) 織物または編物の手加工染色整理業を営む者をもって組織する団体

2 前項第1号の織物または編物並びに第3号の織物または編物には毛織物および毛製の編物を含まないものとする。

(入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書に入会金を添えて申し込むものとする。

2 入会は、理事会の議を経てこれを決定する。この場合、理事会は、正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(会 費)

第7条 社員は、本会の経費を負担するため、会費を納入しなければならない。

2 会費の額、その徴収方法等について必要な事項は、総会で定める。

(社員資格の喪失)

第8条 社員は、次に掲げる理由により、その資格を失うものとする。

- (1) 退会したとき。
- (2) 第5条に定める資格を喪失したとき。
- (3) 死亡または解散したとき。
- (4) 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会届)

第9条 前条第1号の退会は、所定の退会届が本会に到着した日の属する月の末日にその効力を生ずるものとする。

(除名等)

第10条 本会は、次の各号の一に該当する社員について、総会の決議により一定期間その資格を停止し、またはこれを除名することができる。

- (1) 会費の納入を怠った者
- (2) 本会の名誉をき損じまたは定款もしくは総会の決議に違反した者

(財産請求権の喪失等)

第11条 第8条の規程により社員たる資格を喪失した者は、本会の財産(出資金を除く。)につき請求することができない。また資格を喪失した日までに生じた義務の履行を免れることができない。

### 第3章 役員等

(役員)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 35名以上40名以内
- (2) 監事 3名以上5名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以上5名以内を副会長、1名を専務理事、1名又は2名を常務理事とする。

(役員を選任)

第13条 役員は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事および常務理事は、理事会において互選する。
- 3 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の特権)

第14条 理事は、理事会を通じて会務の執行に参画するほか、この定款および理事会の定めるところにより、その職務を行う。

- 2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順位により、その職務を代理し、または代行する。
- 4 専務理事は、会長および副会長を補佐して本会の常務を執行し、会長および副会長に事故があるときは、その職務を代行する。

- 5 常務理事は、会長、副会長および専務理事を補佐して本会の常務を処理する。
- 6 監事は、民法第59条の職務を行う。

( 役員 の 任期 )

- 第15条 役員 の 任期 は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員 の 任期 は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
  - 3 役員 は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

( 役員 の 解任 )

- 第16条 役員 は、本会の名誉をき損し、または本会の体面を著しく傷つけたときは、総会の決議によりこれを解任することができる。

( 役員 の 報酬 )

- 第17条 役員 は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、理事会の同意を得て、報酬を支給することができる。

( 顧 問 )

- 第18条 本会に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事会の議を経て会長が委嘱する。
  - 3 顧問は、会務の執行に関し、会長の諮問に応じるとともに、会議に出席して意見を述べることができる。

## 第4章 会 議

( 会議の種類 )

- 第19条 会議は、総会、理事会、および委員会とする。

( 総 会 )

- 第20条 総会は、通常総会および臨時総会とし、会長が招集する。
- 2 総会の招集は、開催日の10日前までに、会議の目的たる事項、日時および場所を記載した書面をもって通知しなければならない。
  - 3 総会の議長は、会長がこれにあたる。

( 通常総会 )

- 第21条 通常総会は、毎年1回5月に開催する。

( 臨時総会 )

- 第22条 臨時総会は、次の場合に招集する。
- (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事会が必要と認めたとき。
  - (3) 社員の5分の1以上が請求したとき。

(4) 監事が連名をもって請求したとき。

(総会の付議事項)

第23条 次の事項は、総会に付議しなければならない。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 定款の変更
- (4) 解散および残余財産の処分
- (5) その他この定款で定める事項

(議決権)

第24条 社員の総会における議決権は各1個とする。

2 社員は、やむを得ない理由により総会に出席できないときは、書面により、または委任状を提出して代理人により、議決権を行使することができる。

(議決の方法)

第25条 総会の議決は、定款で定める場合のほか、社員の過半数が出席し、出席社員の過半数の同意をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前条第2項の規定により議決権を行使する社員は、出席とみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事の経過およびその結果については、議事録を作成し、議長および議長が指名した2名以上の出席社員がこれに記名押印するものとする。

(理事会)

第27条 理事会は、会長又は理事の過半数が必要と認めたときに会長が招集する。

2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

3 理事会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に附議する事項
- (2) 会務の執行に関する事項
- (3) その他会長又は理事の過半数が附議した事項

4 第25条第1項および前条の規定は、理事会に準用する。

(委員会)

第28条 本会の事業の執行に関し、会長の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の委員は、社員および社員たる団体の構成員の中から会長が委嘱する。

3 委員会の委員は、会長が必要と認めるときは、学識経験者を委嘱することができる。

4 委員会の種類、組織および運営に関し必要な規程は、理事会で定める。

## 第5章 事務局

(事務局の設置)

第29条 本会の事務を処理するため、事務局を設けて所要の職員を置く。

(事務局の規程)

第30条 事務局および職員に関する規程は、理事会で定める。

## 第6章 資産および会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次の各号により構成される。

- (1) 入会金および会費
- (2) 出資金
- (3) 不動産その他の施設
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生じる果実
- (6) その他

(出資金および入会金)

第32条 出資金および入会金の額、その徴収方法等について必要な事項は、総会で定める。

(資産の種類)

第33条 本会の資産は、基本財産と通常財産とする。

- 2 基本財産は、出資金、不動産および総会の決議によって定められた資産とする。
- 3 通常財産は、基本財産以外の資産とする。

(経費)

第34条 本会の経費は、通常財産をもって充てる。

(資産の管理および処分)

第35条 本会の資産の管理および運用については、総会の定めるところによる。

(収支差額の処分)

第36条 本会の収支決算に差額が生じたときは、総会の議決を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(借入金)

第37条 本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年未満のものを除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の承認を受けるものとする。

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、総会において社員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第40条 本会は、民法第68条第1項第2号から第4号までおよび第2項の規定に基づき解散する。

2 本会は、民法第68条第2項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において社員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第41条 本会が解散の際に有する残余財産は、総会において社員総数の4分の3以上の議決を得、かつ、経済産業大臣の許可を受けて、本会と類似の目的を有する他の法人又は団体に寄附するものとする。

## 第8章 補 則

(備付け書類および帳簿)

第42条 本会は、その主たる事務所に、民法第51条に規定するもののほか、次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事および監事の氏名、住所および略歴書を記載した書類
- (3) 行政庁の許可、認可等を必要とする事業を行う場合は、その許可、認可等を受けていることを証する書類。
- (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (5) 資産および負債の状況を示す書類
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

附則(昭和44年6月16日)

- 1 この定款は、通商産業大臣の認可を受け、本会が成立した日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、第13条の規定にかかわらず、創立総会において選任された者とする。
- 3 前項の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、第20条の規定により昭和45年5月に開催する通常総会において選任された役員が就任するときまでとする。
- 4 本会の設立当初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、本会の成立の日から昭和45年3月31日までとする。

附則(昭和55年5月29日)

- 1 この定款において不動産その他施設とは、本会が任意団体日本染色協会から寄附された東京都千代田区四番町4番地に所在する土地、建物およびこれに付随する施設をいうものとする。
- 2 この定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けた日からその効力を生ずる。  
(昭和55年7月25日付55生第1384号)

附則（平成11年5月21日）

この変更規定は、通商産業大臣の認可があった日から施行する。

（平成11年9月7日付平成11・06・17生第5号）

附則（平成22年5月27日）

1 この変更規定は、経済産業大臣の認可のあった日から施行する。

2 変更規定に基づいて選任された最初の理事の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

（平成22年6月8日付平成22・05・28製第23号）

## 役員名簿

平成23年5月25日 現在

役名	氏名	会社名又は団体名	役職名	常勤・非常勤別
会長	八代 芳明	東海染工株式会社	社長	非常勤
副会長	松木 伸太郎	サカイオーバックス株式会社	社長	〃
〃	山本 憲	日吉染業株式会社	社長	〃
〃	松下 昌幸	日清紡テキスタイル株式会社	執行役員 紡織加工部長	〃
専務理事	井上 和俊	事務局(東京事務所)	元 経済産業省 大臣官房付 (国際協力機構 調査役)	常勤
常任理事	小田 賢三郎	日本経編整染工業組合	理事長	非常勤
〃	小川 直人	倉庫精練株式会社	社長	〃
〃	川田 達男	セーレン株式会社	社長	〃
〃	森 順一	ウラセ株式会社	社長	〃
〃	廣田 祐司	日本形染株式会社	社長	〃
〃	伊藤 勇	岐セン株式会社	社長	〃
〃	多田 良人	黒川ダイドウ株式会社	社長	〃
〃	飯田 常俊	大阪染色協会	会長	〃
〃	柏田 民夫	カンボウプラス株式会社	社長	〃
〃	矢野 稔	大阪染工株式会社	社長	〃
〃	高垣 博明	和歌山染工株式会社	社長	〃
理事	朝倉 泰	朝倉染布株式会社	会長	〃
〃	伊東 弘次	新潟染工株式会社	社長	〃
〃	井上 勝博	株式会社アイテックス	社長	〃
〃	池田 哲夫	小松精練株式会社	社長	〃
〃	竹田 忠彦	平松産業株式会社	社長	〃
〃	山原 謙治	株式会社ダナックス	社長	〃
〃	溜北 雅隆	ジェイ・エス株式会社	社長	〃
〃	樋 秀利	福井県嶺北染色工業協同組合	理事長	〃
〃	鈴木 良和	鈴木晒整理株式会社	社長	〃
〃	谷口 勝宣	株式会社サカイナゴヤ	社長	〃
〃	内山 周二	株式会社ダイニチ	社長	〃
〃	吉見 俊明	京都繊維機械染色協同組合	常務理事	〃
〃	池田 佳隆	京都友禅協同組合	理事長	〃
〃	日比野 正嗣	京都プリント染色協同組合	代表理事	〃
〃	渡邊 正義	丹後織物工業組合	理事長	〃
〃	京盛 幸三	株式会社大和川染工所	社長	〃
〃	森田 博	日出染業株式会社	会長	〃
〃	姫井 志朗	岡山県織物染色工業協同組合	理事長	〃
〃	松本 茂太郎	山陽染工株式会社	社長	〃
〃	西山 重雄	東洋紡績株式会社	繊維事業本部 繊維生産部長 技術総括部長	〃
〃	瀬島 雄二	シキボウ株式会社	取締役 繊維部 技術担当	〃
〃	勝圓 進	倉敷紡績株式会社	繊維事業部 技術開発課長	〃
〃	荒木 宏光	事務局(大阪事務所)		常勤
常任監事	田野井 英雄	田野井染工株式会社	社長	非常勤
監事	小河原 正幸	朝日加工株式会社	社長	〃
〃	金井 敏夫	栃木県染色工業協同組合	顧問	〃
〃	駒田 展大	財団法人日本染色検査協会	理事長	〃

## 平成22年度事業報告

### 1. 国の施策関係

- ・ 経済産業省繊維課長と中堅染色企業による中小染色企業の現状、課題と当面の繊維政策について意見交換。
- ・ 経済産業省実施の東日本大震災被害の状況確認、調査に協力。震災関係要望事項を日本繊維産業連盟により要望書として政府へ提出することに合意。
- ・ 平成22年度税制改正要望を日本繊維産業連盟と連携し政府等に提出。
- ・ 不況対策として国の施策である中小企業信用保険法の業種指定が、本年度末で期限を迎えるにあたり、その延長を経済産業省に申請。

### 2. 取引関係

- ・ 繊維産業流通構造改革推進協議会の経営トップ合同会議並びに取引改革委員会参画による取引ガイドライン策定・普及活動の推進。

### 3. 労務関係

- ・ 染色職種技能検定制度の運用、普及。

### 4. 技術及び環境安全関係

- ・ 省エネルギーの推進と地球温暖化対策自主行動計画フォローアップの推進。
- ・ 揮発性有機化合物規制法に対する自主行動計画フォローアップの推進。
- ・ 臭素系難燃剤の規制動向に関する対応の推進。
- ・ 日本繊維産業連盟内「繊維産業における環境安全問題検討会」への参画
- ・ 日本学術振興会 繊維・高分子機能加工第120委員会への支援、交流。

### 5. 不動産関係

- ・ 現有の不動産の管理運営と有効活用の検討

### 6. 調査研究並びに資料収集

- ・ 繊維統計、貿易統計等公式統計の収集、分析、提供の実施。
- ・ 染協ニュースの発行並びにホームページの充実。

### 7. 関連業界との協調・連携関係

- ・ 日本繊維産業連盟常任委員会等のメンバーとして事業運営及び各種事業活動に参画。
- ・ 日本繊維産業連盟内繊維通商問題研究会、知的財産権保護推進委員会、SCM 推進協議会メンバーとして各会合に参画。
- ・ 日中韓繊維産業協力会議が初めて開催。金融危機後の繊維産業の現状、今後の繊維

産業発展施策及び日中韓 FTA について討議。

- EPA に関わるミッション（対インド、対タイ、対ベトナム）への受入、産業協力。

# 収支計算書

自：平成22年4月 1日  
至：平成23年3月31日

単位：1,000円 △減

	科 目	金 額
事業活動収支の部	1. 事業活動収入	110,256
	① 基本財産運用収入	55,207
	② 特定資産運用収入	5
	③ 会費収入	46,752
	④ 事業収入	0
	⑤ 補助金等収入	0
	⑥ 負担金収入	2,602
	⑦ 寄附金収入	0
	⑧ 雑収入	5,690
	2. 事業活動支出	119,374
① 事業費支出	16,056	
② 管理費支出	103,318	
3. 事業活動収支差額	△ 9,118	
投資活動収支の部	1. 投資活動収入	15,664
	① 特定資産取崩収入	11,500
	② 保証金収入	4,100
	③ その他債権戻り収入	64
	2. 投資活動支出	15,228
	① 基本財産取得支出	0
	② 特定資産取得支出	5,000
	③ 保証金返還支出	10,148
④ 長期預り金返還支出	80	
3. 投資活動収支差額	436	
財務活動収支の部	1. 財務活動収入	0
	2. 財務活動支出	0
	3. 財務活動収支差額	0
当期収支差額		△ 8,682
前期繰越収支差額		71,702
次期繰越収支差額		63,020

## 正味財産増減計算書

自：平成22年4月 1日

至：平成23年3月31日

単位：1,000円 △減

	科 目	金 額
一般正味財産増減の部	1. 経常増減の部	
	1. 経常収益	110,256
	① 基本財産運用益	55,207
	② 特定資産運用益	5
	③ 受取会費	46,752
	④ 事業収益	0
	⑤ 受取補助金等	0
	⑥ 受取負担金	2,602
	⑦ 受取寄付金	0
	⑧ 雑収益	5,690
	2. 経常費用	102,136
	① 事業費	16,056
	② 管理費	86,080
	当期経常増減額	8,120
	2. 経常増減の部	
	1. 経常外収益計	0
	2. 経常外費用計	0
	当期経常外増減額	0
	当期一般正味財産増減額	8,120
	一般正味財産期首残高	148,768
一般正味財産期末残高	156,888	
指定正味財産増減の部	当期指定正味財産増減額	0
	指定正味財産期首残高	0
	指定正味財産期末残高	0
正味財産期末残高		156,888

# 貸借対照表

平成23年3月31日現在

単位：1,000円 △減

科 目	金 額
<b>I. 資産の部</b>	
1. 流動資産	
現金・預金	68,445
未収会費	2,139
未収金	256
立替金	0
前払金	282
流動資産合計	71,122
2. 固定資産	
基本財産	126,660
特定資産	13,983
その他固定資産	8,981
固定資産合計	149,624
資産合計	220,746
<b>II. 負債の部</b>	
1. 流動負債	
未払金	3,748
前受金	3,434
預り金	919
流動負債合計	8,101
2. 固定負債	
受入保証金	28,375
預り出えん金	6,737
退職給付引当金	19,695
長期預り金	950
固定負債合計	55,757
負債合計	63,858
<b>III. 正味財産の部</b>	
1. 一般正味財産	156,888
正味財産合計	156,888
負債及び正味財産合計	220,746

# 財 産 目 録

平成23年 3月31日現在

単位：1,000円

	科 目	摘 要 ( 内 訳 )	金 額	
資 産 の 部	流動資産	現金・預金	68,445	
		未収会費	2,139	
		未収金	256	
		立替金	0	
		前払金	282	
	固定資産	基本財産	基本財産・基本金	126,660
		払出えん金	独立行政法人中小企業基盤整備機構	7,902
その他固定資産		什器備品, 電話加入権, 敷金, 退職給付引当預金, 減価償却引当預金	15,062	
	資 産 合 計		220,746	
負 債 の 部	流動負債	未払金	3,748	
		前受金	3,434	
		預り金	919	
		その他流動負債	0	
	固定負債	受入保証金	入居保証金, 駐車場敷金	28,375
		預り出えん金	対米自主規制融資他預り出えん金	6,737
		退職給付引当金	役職員の退職給付債務	19,695
その他固定負債		預り出資金	950	
	負 債 合 計		63,858	
正味 財産 の部	正 味 財 産		156,888	
	正 味 財 産 計		156,888	
	負 債 及 び 正 味 財 産 合 計		220,746	

# 平成23年度事業計画

社団法人日本染色協会

1. 国の施策の活用に関する事業
  - (1) 法令及び行政措置に関する事項
  - (2) 税制に関する事項
  - (3) 中小企業対策に関する事項
  - (4) 不況対策に関する事項
2. 取引改善等に関する事業
  - (1) 取引適正化等に関する事項
  - (2) 情報化に関する事項
3. 労務に関する事業
  - (1) 労働条件全般に関する事項
  - (2) 技能検定制度の実施に関する事項
4. 技術及び環境保全に関する事業
  - (1) 省エネルギーと地球温暖化対策に関する事項
  - (2) 環境保全対策に関する事項
  - (3) 繊維製品の安全性に関する事項（消費者対策も含む）
  - (4) その他
5. 不動産の有効活用に関する事業
  - (1) 不動産の管理運営に関する事項
  - (2) 今後の有効活用に関する事項
6. 調査研究及び資料収集・提供に関する事業
  - (1) 一般社団法人への移行に関する事項
  - (2) 繊維統計、貿易統計等に関する事項
  - (3) 関連資料・情報の収集・提供に関する事項
7. 関連業界との協調・連携関係事業
  - (1) 関連業界団体との協調・連携に関する事項
  - (2) 国際協力等に関する事項

# 収支予算書

自：平成23年4月 1日  
至：平成24年3月31日

単位：1,000円 △減

	科 目	金 額
事業活動収支の部	1. 事業活動収入	104,193
	① 基本財産運用収入	51,977
	② 特定資産運用収入	4
	③ 会費収入	46,152
	④ 事業収入	0
	⑤ 補助金等収入	0
	⑥ 負担金収入	2,110
	⑦ 寄附金収入	0
	⑧ 雑収入	3,950
	2. 事業活動支出	96,311
① 事業費支出	17,205	
② 管理費支出	79,106	
3. 事業活動収支差額	7,882	
投資活動収支の部	1. 投資活動収入	2,400
	① 特定資産取崩収入	0
	② 保証金収入	2,400
	③ その他固定資産取崩収入	0
	2. 投資活動支出	9,005
	① 基本財産取得支出	0
	② 特定資産取得支出	5,000
	③ 保証金返還支出	4,000
④ 長期預り金返還支出	5	
3. 投資活動収支差額	△ 6,605	
財務活動収支の部	1. 財務活動収入	0
	2. 財務活動支出	0
	3. 財務活動収支差額	0
当期収支差額		1,277
前期繰越収支差額		63,020
次期繰越収支差額		64,297